

新佐久市誕生20周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「新佐久市誕生20周年記念事業のロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権限)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権限は、佐久市に属する。

(ロゴマーク等使用者)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、原則として市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内に在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

(使用の承認)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 佐久市又は佐久市が出資する法人が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

(使用の申込)

第5条 前条の承認を受けようとする者は、「新佐久市誕生20周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認申請書」（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 企画書等、ロゴマーク等の使用内容が分かるもの
- (2) 全号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(使用承認の基準)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が新佐久市誕生20周年に対する理解と協力を高めるために効果があると認めるときは、使用を承認する。

2 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しない。

- (1) 新佐久市誕生20周年記念事業及び佐久市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体又は商品等の売名行為や支援などに利用されるおそれがある場合

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合(※販売先が同営業を行う者である場合も含む)
- (6) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、承認することを会長が不適当と認めた場合

3 会長は、前 2 項の規定により、承認又は不承認を決定したときは、「新佐久市誕生 20 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認（不承認）通知書」（様式第 2 号）を交付するものとする。

4 第 2 項の規定によりロゴマーク等の使用を承認しない場合、申請に要した費用等について、実行委員会は、一切の責任を負わない。

（使用上の遵守事項）

第 7 条 ロゴマーク等を使用する者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的等のにみに使用すること。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴマーク等の一部のみを使用し、又は変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 特定の企業や商品を推奨するものでないこと。
- (6) 使用期間は、承認の日から令和 7 年 9 月 30 日までとすること。

（利用料）

第 8 条 ロゴマーク等の利用料については、無料とする。

（承認内容の変更等）

第 9 条 ロゴマーク等使用者が、使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「新佐久市誕生 20 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用変更申請書（様式第 3 号）」を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、「新佐久市誕生 20 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用変更承認書（様式第 4 号）」を交付し、変更を承認するものとする。

（承認の取消し等）

第 10 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等使用者に対し、使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマーク等使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) ロゴマーク等使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ロゴマーク等の使用継続が不適當であると認められたとき。

2 会長は、ロゴマーク等使用者にその使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(使用の非独占性)

第11条 ロゴマーク等使用者は、会長が承認した用途に限定してロゴマーク等を使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第12条 実行委員会は、本規程によりロゴマーク等の使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 実行委員会は、ロゴマーク等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月27日から施行する。